

令和元年12月18日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 本多 滝 夫

諮問事項に関する答申

令和元年10月31日付け1長対広第66号で本審議会に諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
  - ・長岡京市第9次高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査のための個人情報の目的外利用について【令1-5】
  - ・京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入にかかる個人情報の目的外利用について【令1-9】
  
- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
  - ・長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた市民アンケートのための個人情報の外部提供について【令1-6】
  - ・第6回近畿圏パーソントリップ調査（本調査）のための個人情報の外部提供について【令1-7】
  - ・防災カメラ映像情報の外部提供について【令1-8】

以上

## 答 申 書

|  |                    |       |                |
|--|--------------------|-------|----------------|
| 答 申 番 号  | 令 1 - 8            | 答 申 日 | 令和元年 12 月 18 日 |
| 審 議 件 名  | 防災カメラ映像情報の外部提供について |       |                |
| 審 議 日  | 令和元年 10 月 31 日     |       |                |
| 内 容  |                    |       |                |
| <p>令和元年 10 月 31 日付けで市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、地域住民等へ外部提供することについて本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である道路・河川課の説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成 28 年・29 年の大雨時に床下浸水被害が起きたことにより、平成 29 年に川の水位を監視する目的で、久貝サイホン部に防災カメラを設置した。</li><li>・現在は市職員のみで監視しているが、地元自治会や住民から、大雨時等に河川の状況を確認に行くことは危険を伴い、住民の防災活動や避難行動をより安全に行うために、防災カメラ映像情報を提供して欲しいとの要望があった。</li><li>・近隣住民や希望者は誰でも閲覧が可能な映像であるが、アクセスが集中すると必要な時に必要な人が見られないことになるため、パスワード・アドレスを希望者に提供することとなる。</li><li>・外部提供しようとしている情報は、最新の映像が 30 秒ごとに更新され、リアルタイムに河川状況が配信される。</li><li>・保護措置として、人の映り込みを極力抑止するため、映像は河川内及びスクリーン以外にマスキングをかける処理を行い、災害時等に必要な範囲の映像に加工する。</li></ul> <p>本審議会は、審議の結果、市のガイドラインに基づき、防災カメラが作動していることを表示するなど肖像権保護に配慮し、またマスキング処理を施す等、個人情報保護に留意しており、住民の安全を守るという観点においても公益性が高いため、外部提供については問題ないとの結論に達した。</p> |                    |       |                |